

令和6年度「人権教育研究指定校事業」指定校事業報告書

委託先（学校法人盈進学園）

1. 調査研究のテーマ、概要

調査研究のテーマ	正しく知って正しく行動するため ハンセン病問題から学ぶ
----------	--------------------------------

○調査研究のテーマを設定した目的

2019年に広がった新型コロナウイルスによって社会が混乱し、報道や記事、噂により人々の生活は大きく左右された。激動の社会、とりわけ情報社会が著しく進歩していく中、生徒一人一人の考える力、問いを立てる力が必要になってくることは言うまでもない。特に、間違った情報を信じてしまいその結果とる間違った行動は、先入観や固定観念により差別や偏見を生む。まずは、このような間違った意識をなくすため、生徒一人一人が社会の一員として社会問題に対して正しく理解し、正しく行動することが大切であると考え。

また、対話を通した生徒対生徒の信頼関係が希薄になっており、仲間（他者）に対して無関心である生徒が増え、仲間のことを正しく理解しないままコミュニケーションをとっている現状もある。結果、仲間を傷つけるやいじめにつながることもある。

本校では1997年から国立療養所長島愛生園との交流を続け、「ハンセン病問題から学ぶ」をテーマに調査研究を続けている。1996年まで続いたらい予防法。それに基づく国の「終生絶対隔離政策」。そして、官民一体となって展開された「無癩県運動」。その結果として、療養所での過酷な労働や偽名の強制などその実態を正しく知り、それを日常の行動にどのように生かすかが重要だ。また、長年差別を受けてきたハンセン病回復者やその家族の方々の生き様から、「ハンセン病問題は現在も続いている」という問題点を整理し、社会の問題点について仲間とともに議論をし、自分自身の考えを持ち自分らしく生きる生き方を見出すことにつなげていく。

本校は、従来の教員主導の授業展開ではなく、ハンセン病問題から学んできた高校3年生が中学校一年生に授業をするというスタイルをとる。そして、「自分で考え議論する授業」を念頭におき、生徒同士の交流、対話、議論、思考を通して仲間とともに自ら考え行動する力を育む。

以上の調査研究を通して、正しく学習し、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度・実践的な行動力など生徒同士で学び合い議論し、生徒の資質や能力の育成をめざす。

○調査研究の概要

生徒・教職員一人一人が人権尊重の視点に立ち、ハンセン病問題から学び「正しく知って正しく行動する」ために、偏見や差別に対する自分の考えを持ち、行動するために研究する。1997年から本校と27年間交流している岡山県にある「国立療養所長島愛生園」で学習を継続し、中学1年生に対してにんげん科（道徳を中心とした本校独自教科。以下「にんげん科」と記す）という授業において「ハンセン病問題を学ぶ」を計4回実施する。本校高校3年生が行う。先輩が行うことで相互の学びを深化し、より持続的、継続的に研究を行うことができる。研究の質を高め、生徒が主体的かつ意欲的に取り組む活動を通して、人権学習の充実を図っていく。

2. 基本情報

研究指定校の概要

○学校名

盈進中学高等学校

○これまでの研究指定等の状況

なし

○学級数

32 学級（中学 1 年生 4 学級／中学 2 年生 4 学級／中学 3 年生 4 学級
高校 1 年生 6 学級／高校 2 年生 7 学級／高校 3 年生 7 学級）

○児童生徒数

全校生徒 1,180 人（令和 7 年 3 月 6 日現在）

○URL

<http://www.eishin.ed.jp>

○指定理由

本校の建学の精神「実学の体得～社会で貢献する人材の育成～」に基づき、学校の基調に「平和・ひと・環境を大切にする中高一貫の学び舎」を掲げ、盈進共育「仲間とともに、自分で考え、自分で行動する」という目標のもと長年、人権学習に取り組んでいる。

ハンセン病問題については 1997 年より、特に、ヒューマンライツ部（ボランティアと人権・平和について調査・研究をするクラブ）が中心となり実践を行い、岡山県の国立療養所長島愛生園を中心として、全校の療養所との交流・学習を継続している。そして、高校 3 年生が本校中学 1 年生に対して 10 年間、授業を続けている。

この学びは、中学 2 年生になり広島、沖縄を中心とした平和学習に繋がっていく。本校の近くにはホロコースト記念館があり中学 2 年次においてホロコースト記念館で学習も生徒同士を中心として行っている。また、各国大使等がホロコースト記念館を来館されたときは、生徒による英語での記念館案内・平和メッセージなども含め継続して取り組んでいる。中学 2 年次より重点的に行われる平和学習では、ハンセン病問題で学んだことを生かし、平和のために何ができるか？という問いを立て考える時間となっている。

この継続した取り組みの結果、2021 年にはコートジボワール大使、2022 年には在日イスラエル大使、在大阪・神戸米国総領事、2023 年には駐日リトアニア共和国特命全権大使、2024 年には駐日ポーランド共和国特命全権大使が本校に来校され、生徒・教職員に向けての講話をしていただいている。また、生徒による大使への英語での質問を行うなど多文化共生についても全校で取り組んでいる。

このような現状の中、研究校に指定することにより、より組織的な人権教育を推進し、自分や他者との関わりの中で、人権を尊重しようとする意欲・態度や、多様性に対する心を育む取り組みの実際を広く普及できることと期待する。

3. 取り組んだ人権課題について

取り組んだ人権課題（該当するものに○印。複数選択可。うち、最も主要な人権課題1つに◎をつけること。）※人権教育研究推進事業公募要領（別紙）「2. 事業の内容」を必ず確認すること。

①子供	
②女性	
③高齢者	
④障害者	○
⑤同和問題	
⑥アイヌの人々	
⑦外国人	○
⑧- 1 HIV 感染者等	
⑧- 2 ハンセン病患者等	◎
⑨刑を終えて出所した人	
⑩犯罪被害者等	
⑪インターネットによる人権侵害	○
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬性的指向、性自認	○
⑭その他（ ）	

4. 調査研究の内容等

○調査研究の内容

・現状の分析と課題

差別のない共に生きる社会を創造するために必要なことは生徒教員が「共に学ぶ」環境の確立である。ハンセン病問題は過去の誤った法（らい予防法）に基づく国の政策と、それと並行して行われた教育により偏見・差別が拡大し、再生産された。それは、これまで2つの「らい予防法」違憲国賠訴訟（2001年5月の熊本地裁判決および2019年6月、いわゆる「家族訴訟」の熊本地裁判決）で指摘されているとおりである。

2014年6月、福岡県の公立小学校でのハンセン病問題学習において、差別授業が展開された。担当教員が「ハンセン病は体が溶ける病気」「風邪と一緒に菌によってうつる」と授業で説明し、児童の授業後の感想文には、誤解した児童が「怖い」「友達がかかったら離れておきます」などと記してあった。その感想文はその後、熊本県の国立ハンセン病療養所「菊池恵楓園」に届けられ、この事件が発覚した。

われわれ学校の教員は、このような授業展開は「反面教師」（自分もするかもしれないという教訓）として受け止める必要があると思われる。では、どのような認識で授業に臨むべきか。

この事件は、教員が児童（生徒）に対して一方的に「ハンセン病を」教え込んだのであろう。もちろん、ハンセン病にまつわる偏見・差別の実態を学ぶべきである。しかし、それと同時に、いじめを含む差別の構造を学びながら、その過酷な偏見・差別を生き抜いてきた人々の人間としてのやさしさや強さも同時に、教員も謙虚に学ぶべきなのだと思う。教員は「教える人」、児童生徒は「教えられる人」という固定的な関係性の授業においては、上記の事件は決して他人ごとではない。

いじめや差別ははじめからあるわけではない。「つくられている」のである。この認識を大切に「つくられたものは、つくりなおすことができる」という視点に立ち、自分に何ができると問い、その問いに対して考え、議論し、行動する生徒・教職員の集団が要である。

・仮説と研究の方向性

差別の醜さや愚かさを学び自分のあり方を問う学習、人間の強さややさしさを感じとる学習であれば、差別に悲しみ苦しむ人々と共に生きる人になることができる。

この仮説に基づき、ハンセン病回復者の方々の長年の差別や偏見とたたかってこられた実態を正しく学ぶこと、またその学びを伝えるという実践を通して、主体的に考え、学びを深め、行動していくための力がつく。また、6年間研究を続けてきた高校3年生が授業を行うことで、先輩に自分の未来を重ね、より身近な問題としてとらえることができると考える。この学びから、日常の自分自身の姿を問う。例えば実際に「いじめ」「悪口」「陰口」「SNS等への誹謗中傷」などに遭遇したときに「やめよう」と言える人になる。

○実施方法

○対象学年：中学1年生（高校3年生が授業を実践）

○教科：にんげん科（「道徳」を本校独自に言い換えた表現）

○国立療養所長島愛生園での実習

授業実施前に、授業者（高校3年生）を中心とて長島愛生園において現地での実習および学習を行う。また、ハンセン病回復者の方との意見交流会を持ち問題点を整理する。

○「ハンセン病問題から学ぶ」研究授業実施（4回実施）

◇1回目：ハンセン病問題から学ぶ（導入）【講義、対話形式】

- ・基本知識を学び、ハンセン病問題の歴史を知る。
- ・ワークシートを使用し、ハンセン病の歴史、その実態について正しく学ぶ。
- ・本校卒業生（後藤泉稀さん）が中学1年次に書いた作文「Noと言える強い心を持つ～ハンセン病問題から学んだこと～（第33回全国中学生人権作文コンテスト法務大臣賞受賞）」朗読。

◇2回目：「こんにちは。金泰九さん～ハンセン病問題から学んだこと～」（映学社：法務省、文科省、厚労省推奨）視聴。名前の由来紹介【講義、対話形式】

- ・1回目で朗読した作文の内容を映像化したドキュメンタリーDVDを視聴。
- ・生徒の名前の由来を発表し、名前に込められた思いを知る。
- ・保護者と「名前の由来」についての対話を通して、保護者の思いを知り、自分自身の名前に誇りを持つ。

◇3回目：人間回復裁判を通して本名を取り戻すたたかいから学びその意味を考える【講義、対話形式】

- ・上野正子さん（星塚敬愛園）の名前に込められた思い、人間回復裁判に向き合う姿から学ぶ。

◇4回目：他者に寄り添う生き方について考える

【対話、議論形式】

- ・回復者の方の生き方から学び「自分たちはどう考えどう行動するか？」の問いに対し、議論し考えを見出す。

○検証・評価・改善・普及

○研究授業の実施

研究授業を実施し、仲間の実践から学び、教職員間で対話を通して各自の学級における実践につながった。

○授業での振り返りでの検証

授業のねらいを設定しその実践を通して、生徒の書いた振り返り（まなびの整理）から、ねらいにそった記述が見られるか、どのような発見があったか、意識の変化が見られるかを読み取り、次の授業に生かした。

○アンケート実施

実施後にアンケートを実施し、生徒の実態を正しく把握し授業に生かす。

- ① 「ハンセン病問題から学ぶ」の授業を受けて、ハンセン病はどのような病気かを正しく知ることはできましたか？よくできた 84%/できた 16%
- ② 「ハンセン病問題から学ぶ」の授業を受けて、差別や偏見の歴史を正しく知ることはできましたか？よくできた 83%/できた 17%
- ③ 「ハンセン病問題から学ぶ」の授業を受けて、差別や偏見は今も続いていることを理解しましたか？よくできた 80%/できた 20%
- ④ 「正しく知って、正しく行動する」ことの重要性を理解することはできましたか？よくできた 84%/できた 15%/あまりできなかった 1%
- ⑤ 「いじめ」「悪口」「陰口」「SNS 等への誹謗中傷」などに遭遇したときに「やめよう」と言える人になると決意した。よくあてはまる 71%/あてはまる 27%/あまりあてはまらない 2%

○資料作り

授業を受けた中学 1 年生によるまとめ冊子（資料）の作成をし、校内外で掲示、配布を行い学びの輪を広げる。

○校内研修の実施

○取り組みの発信

本研究の取り組みを本校ホームページにおいて発信する。

○本取り組みは、次年度以降も継続して実施する

5. 人権教育にかかる年間計画

時 期	内 容	備 考
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の持つ力について考え議論する授業 ・いじめ問題について考え議論する授業 	対象：すべて1年生
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間を知るための構成的グループエンカウンターの実施 	
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS の使い方について考え議論する授業 	
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいについて考え議論する授業 軌跡の人ヘレンケラー 日本のヘレンケラーとよばれた人 隻腕の剣士教壇に立つ 	
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別解消法について考え議論する授業 合理的配慮について考え議論する 	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病問題から学ぶ 	

6. 推進体制（都道府県・指定都市教育委員会を含む）

